

京都大学学際融合教育研究推進センターこころの科学ユニット要項

令和3年1月1日
こころの科学ユニット長裁定制定

第1 この要項は、京都大学学際融合教育研究推進センターに置くユニット等に関する内規（平成22年6月25日制定。以下「センター内規」という。）第3の規定に基づき、京都大学学際融合教育研究推進センターこころの科学ユニット（以下「ユニット」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 ユニットにおいては、教員が所属する各部局が連携して、心理学を中核とした学際的視点から心のはたらきを解明するための先端研究を行う。

第3 ユニットの実施期間は、令和8年3月31日までとする。

第4

ユニット長は、第2に掲げる部局等の専任の教員のうちから、第6に定める運営協議会において選考する。

2 ユニット長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のユニット長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 ユニット長に事故があるときは、あらかじめユニット長が指名する者が、その職務を代行する。

4 ユニット長は、ユニットの所務を掌理する。

第5 ユニットに、副ユニット長1名を置くことができる。

2 副ユニット長は、人と社会の未来研究院の教員のうちから、ユニット長が指名する。

3 副ユニット長の任期は、指名するユニット長の任期の範囲内において、当該ユニット長が定める。ただし、再任を妨げない。

4 副ユニット長は、ユニット長の職務を助ける。

第6 ユニットに、ユニットにおける研究の実施その他ユニットの運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会を置く。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

第7 ユニットの事務を処理させるため、ユニットにこころの科学ユニット事務局を置く。

第8 この要項に定めるもののほか、ユニットの組織及び運営に関し必要な事項は、ユ

ニット長が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和３年１月１日から実施する。
- 2 この要項の実施後最初のユニット長については、第４第１項の規定にかかわらず、第２に掲げる部局等の専任の教員のうちから、心の先端研究ユニットの運営協議会において選考する。
- 3 この要項の実施後最初のユニット長の任期は、第４第２項本文の規定にかかわらず、令和３年３月３１日までとする。

附 則

- 1 この要項は、令和７年３月１８日から実施する。